

令和3年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業  
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)  
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 大分市 】
令和3年度に実施した取組の内容及び成果と課題
<p>1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)</p> <p>○拠点校の設置</p> <p>市内2校を拠点校とし、それぞれ1名ずつ日本語指導専任指導員を配置し、担当地域内に日本語指導が必要な児童生徒の編入があった場合、在籍校に出向き、当該児童生徒、保護者、教職員との面談を行い、日本語指導の必要性について判断し、円滑な学校生活を送ることができるよう、初期日本語指導を集中的に行う。又、民間の日本語指導支援員や通訳の派遣要請等を教育委員会担当課へ行ったり、在籍校の教員との情報共有により、児童生徒の実態に即した教材の開発を行ったりするなど、指導・支援体制の構築を図る役割を担う。(日本語指導専任指導員は教員免許が必要)</p> <p>○日本語指導講師等の派遣</p> <p>日本語指導が必要な児童生徒や保護者に継続的な支援を行うため、日本語指導講師や母語が話せる通訳等を派遣し、円滑な学校生活を送ることができる役割を担う。(日本語指導講師は①大学で日本語教育を主専攻又は副専攻して修了した者②民間団体等が主催する日本語教師養成講座を修了した者③日本語教育能力検定試験に合格した者のうち、いずれかの条件を満たす者とする。教員免許の有無は問わない。)</p>
<p>2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営</p> <p>日本語指導専任指導員2名と教育委員会担当者とで、毎月連絡会を実施し、対象児童生徒及び学校の取組についての情報共有及び各自の取組に対する評価及び修正を行った。年度当初に、日本語指導講師の団体のリーダーに対し、日本語指導等支援事業に関する説明等を行う会を開催した。</p> <p>(2)学校における指導体制の構築</p> <p>拠点校(2校)に日本語指導専任指導員を配置し、担当地域に日本語指導が必要な児童生徒の編入があった場合は、日本語専任指導員が在籍校に出向き、児童生徒等との面談等を実施し、速やかに集中的な日本語指導を行うなど、円滑な学校生活を送ることができるよう指導・支援を行う。</p> <p>(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施</p> <p>「特別の教育課程」を作成した後に、児童生徒の日本語の習得状況を基に、「個別の指導計画」を作成し、定期的に見直ししながら指導・支援を行った。</p> <p>(4)成果の普及</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会を実施することができなかった。しかしながら、日本語指導専任指導員と、月1回程度少人数で打ち合わせを行い、情報及び課題の共有を図ることができた。</p> <p>(7)ICTを活用した教育・支援</p> <p>一昨年度より全ての教員にタブレット端末を支給しており、授業において積極的に活用するよう推進している。取り出しの日本語指導においては、パワーポイントを活用しながら教材を作成し、授業を行っている。</p> <p>(10)日本語指導ができる、又は児童生徒の母語が分かる支援員の派遣</p> <p>日本語指導専任指導員や日本語指導講師を日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校へ派遣し日本語指導を行っている。</p>

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

日本語指導専任指導員及び日本語指導講師それぞれについて情報共有する機会を持つことができたが、今後は、双方及び学校関係者の連携を一層強化していく取組が必要である。

(2)学校における指導体制の構築

指導開始時及び指導者の交代時には、当該学校にて、担任、管理職そして指導者を出席者とする会議において、指導内容や進め方、日程について確認することができたことから、学校生活へのスムーズな適応及び日本語指導の充実につながったと考えている。今後は、さらなる連携強化のため、学期に1回は連絡会議を持つよう検討していく必要がある。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

「特別の教育課程」に基づき、「個別の指導計画」を作成することで、児童生徒の目標が明確になり、個別、又は少人数での指導が可能となり、対象児童生徒の日本語の習得が進み、少しずつ学校生活になじむことができた。日本語指導が必要な児童生徒の数が増加していることから研修等を通じ、取組を共有していく必要がある。

(4)成果の普及

日本語指導専任指導員については、打ち合わせ時に、担当している児童生徒の困りや、手作り教材等を紹介し合い、それぞれの指導に生かすことができた。日本語指導講師においては、文部科学省作成の資料や教材等を提供したり、学校との調整を支援したりするなど連携することができた。

今後、児童生徒の実態に応じて使用する教材等を共有できるようなシステムを構築するとともに、児童

児童

生徒の母国の文化の特徴等もまとめて共有する必要がある。

(7)ICTを活用した教育・支援

タブレットを活用した授業では、児童生徒の興味・関心があるものをスライドに取り入れ、児童生徒が意欲的に日本語を学べるよう創意工夫している。そのため、児童生徒がスライドを見ながら体を動かしたり、日本語を発声したりするなど、積極的に学ぶ姿が見られた。今後は、日本語指導に活用した教材を共有していくことで、効率的に日本語指導を行うことができると考えている。

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒の母語が分かる支援員の派遣

日本語指導専任指導員については、打ち合わせ時に、担当している児童生徒の困りや、手作り教材等を紹介し合い、それぞれの指導に生かすことができた。日本語指導講師においては、文部科学省作成の資料や教材等を提供したり、学校との調整を支援したりするなど連携することができた。取り出し等の日本語指導において、生活言語はどの児童生徒においても定着しつつあるものの、学習言語については、なかなか定着が難しい状況にある。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	0人 (0園)	23人 (14校)	3人 (2校)	4人 (1校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		23人 (14校)	3人 (2校)	4人 (1校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)

4. その他(今後の取組予定等)

- ・日本語指導支援員の増員を図るために、日本語指導支援団体と連携を図る。
- ・日本語指導が必要な児童生徒の増加を見据え、本市の支援体制の更なる充実を図る。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵

と併せて、文部科学省ホームページで公開する。